

小金井市総合評価方式実施ガイドライン

平成22年8月試行

平成27年4月改訂

令和2年4月本実施

小金井市

目次

1	総合評価方式の導入目的	1
2	総合評価方式について	1
(1)	総合評価方式とは	1
(2)	総合評価方式の方法	2
(3)	総合評価方式の対象工事	2
(4)	落札者の決定方法	2
(5)	総合評価の算定方法	2
(6)	学識経験者への意見聴取	3
3	評価項目について	3
(1)	工事成績評点平均	3
(2)	企業の施工実績	3
(3)	官公庁からの優良業者表彰実績	4
(4)	品質管理	4
(5)	配置予定技術者の施工経験等	4
(6)	配置予定技術者の保有資格	4
(7)	主たる営業所の所在地	4
(8)	災害協定等による地域貢献の実績	4
(9)	緊急工事等（単価契約）の契約実績	4
(10)	消防団活動による地域貢献実績	5
(11)	若年者の育成及び確保の状況	5
(12)	高齢者の雇用状況	5
(13)	障がい者雇用状況	5
(14)	男女共同参画の状況	5
(15)	労働環境の状況	5
(16)	環境への配慮の状況	5

4	低入札価格調査及び失格基準	6
(1)	低入札価格調査基準	6
(2)	調査項目	6
(3)	失格基準	6
5	入札・契約手続の流れ	7
6	その他	8
(1)	申請内容の不正行為等	8
(2)	情報公開	8

1 総合評価方式の導入目的

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、下請業者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行されている。品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げている。

また、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年9月7日国土交通省告示第983号）では、「公共工事の品質確保を図るためには、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。」と謳われているところである。

小金井市においても、公共工事の品質確保を図ることを目的として、さらに、市の政策目的を実現するため、平成22年8月より、小金井市の実情に即した総合評価方式を試行実施していたところであるが、約10年を経過したことを受け、試行の実績を踏まえ令和2年4月より本実施に移行するものとする。

2 総合評価方式について

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」という品確法の基本理念に基づくものであり、事業者の技術力と価格を総合的に評価する落札方式である。

この方式は、最も低い価格で入札した事業者を落札者とした従来の入札方式とは異なり、価格のほか事業者の技術力を評価し落札者を決定するため、公共工事の品質の向上や事業者の技術力の向上、談合等の不正行為の排除等の効果が期待されている。

(2) 総合評価方式の方法

総合評価方式の方法としては、原則として、技術的な工夫の余地が小さく、かつ、小規模の工事に適した市区町村向け簡易型（特別簡易型）とし、実施することとする。この方式は、工事成績や過去の同種工事の施工実績等の評価項目に加え、地域貢献や環境等、独自の評価項目を設定し、評価するものである。

ただし、庁舎建設等市の重要施策に係る工事等を施行するにあたって、市区町村向け簡易型（特別簡易型）以外の高度な技術力の審査・評価が必要な場合は、工事担当課及び総務部管財課と協議の上、事業主管課及び事業主管課が組織する評価委員会で落札決定基準（評価項目、評価点、配点等）を作成し、(6)で定める学識経験者への意見聴取を経て、その技術提案等の内容について評価できるものとする。なお、その場合においては、本ガイドラインに定める以下の規定の一部によらないことができるものとする。

(3) 総合評価方式の対象工事

設計価格が3,000万円以上の工事の中から総合評価方式による入札の執行が適当であるものを抽出し、小金井市指名業者選定等委員会の決定をうけた上で、原則として制限付一般競争入札により実施する。

(4) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以下の範囲内である者のうち、技術点と価格点の合計点である総合評定の最も高い者を落札者とする。総合評定の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で本市の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 総合評価の算定方法

技術点と価格点をそれぞれ評価して加算する。この方法は、価格による評価のほか、施工の確実性を実現する技術力を評価し加算するものである。

$$\text{総合評価} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{技術点} = \text{企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計 (素点)} \\ \times 20 \div 36$$

(試行では、当面の間、企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点36点)を20点に圧縮して評価する。)

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※ 技術点及び価格点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までの値とする。

(6) 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、中立かつ公正な評価を行うため、次の場合に学識経験者から意見聴取を行う。

ア 落札者決定基準を定めようとするとき。

イ 落札者を決定しようとするとき(ただし、アにおいて落札者決定時に改めて意見を聴く必要があるとされたときに限る。)

3 評価項目について

技術点については、以下の評価項目を標準設定とし、案件ごとに評価項目、評価点及び配点等を設定し告示する。なお、評価は提出された書類のみで行うこととする。

(1) 工事成績評定点平均

過去5年度以内(発注案件を告示する日の属する年度及び当該年度前5年度をいう。)に完了した同種工事2件の工事成績評定点の平均点を評価基準とする。なお、該当する工事が1件の場合は、当該1件の工事成績評定点に基づき算出した総合評価点が2点以上の場合はこの総合評価点より2点減点し、0点の場合は減点無しとする。

(2) 企業の施工実績

過去5年度以内に完了した同種工事で、官公庁が発注した案件を対象とす

る。ただし、CORINSに登録していない場合は対象外とする。期間の算定は、(1)と同様とする。

(3) 官公庁からの優良業者表彰実績

過去5年度以内に完了した同種工事で、優良業者として表彰された実績とする。期間の算定は、(1)と同様とする。

(4) 品質管理

ISO9001の認証取得の有無を対象とする。

(5) 配置予定技術者の施工経験等

過去5年度以内において、官公庁が発注した同種工事で、配置予定技術者が主任（監理）技術者として施工した実績を対象とする。ただし、CORINSに登録していない場合は対象外とする。期間の算定は、(1)と同様とする。

(6) 配置予定技術者の保有資格

建設業法（昭和24年法律第100号）で規定する施工技士及び施工管理技士並びに建築士法（昭和25年法律第202号）で規定する建築士の一級及び二級の区分によって評価する。一級には、監理技術者になりうる当該工事の建設業種における技術士法（昭和58年法律第25号）で規定する技術士も対象とする。二級には、主任技術者になりうる当該工事の建設業種におけるその他の資格も対象とする。複数の資格を持つ場合には、評価の高い資格1つについてのみ評価する。

(7) 主たる営業所の所在地

ア 市内に本店あり

市内に本店を有し、告示日現在3年以上営業を継続している者

イ 市内に支店・営業所あり

市内に支店・営業所を有し、告示日現在3年以上営業を継続している者。また、契約締結の権限を有する代理人を置いていること。

(8) 災害協定等による地域貢献の実績

本市と災害協定等を締結している者等を対象とする。実績については、過去5年度以内を対象とし、期間の算定は、(1)と同様とする。

(9) 緊急工事等（単価契約）の契約実績

本市発注の道路補修等の単価契約工事を完了した実績を対象とする。実績については、過去5年度以内を対象とし、期間の算定は、(1)と同様とする。

(10) 消防団活動による地域貢献実績

消防団員の有無（本市に限らず）。過去5年度以内を対象とし、期間の算定は、(1)と同様とする。

(11) 若年者の育成及び確保の状況

経営事項審査において「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の項目に加点されている者を対象とする。

(12) 高齢者の雇用状況

高齢者（65歳以上）を1年以上雇用している状況を対象とする。

(13) 障がい者の雇用状況

障がい者を1年以上雇用している状況を対象とする。

(14) 男女共同参画の状況

育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等で、就業規則等に規定されているものを対象とする。

(15) 労働環境の状況

ア 建設業退職金共済制度もしくは中小企業退職金共済制度の加入状況又は退職金一時金制度の導入状況を対象とする。

イ 経営事項審査の「法定外労働災害補償制度加入の有無」の項目において評価される制度への加入を対象とする。

ウ 経営事項審査の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」の評価がされた場合に減点対象とする（社会保険の適用除外となる事業者を除く。）。

(16) 環境への配慮の状況

以下の認証を取得し、現在も登録している者を対象とする。

ア ISO14001の認証取得の有無

イ エコアクション21の認証登録の有無

ウ エコステージ（ステージ2以上）の認証取得の有無

エ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)の認証の有無

4 低入札価格調査及び失格基準

当ガイドライン2(4)落札者の決定方法において行う低入札価格調査に係る基準は次のとおりとする。

(1) 低入札価格調査基準

予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において、当該工事の予定価格を構成する材料費・労務費・諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事ごとに適正に定める。

(2) 調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、確認資料等の確認により実施し、小金井市指名業者選定等委員会を開催し、審議のうえ可否の決定を行う。

ア 当該価格で入札した理由

イ 工事費内訳書（明細書）

ウ 労務費

エ 過去に施工した公共工事名及び発注者

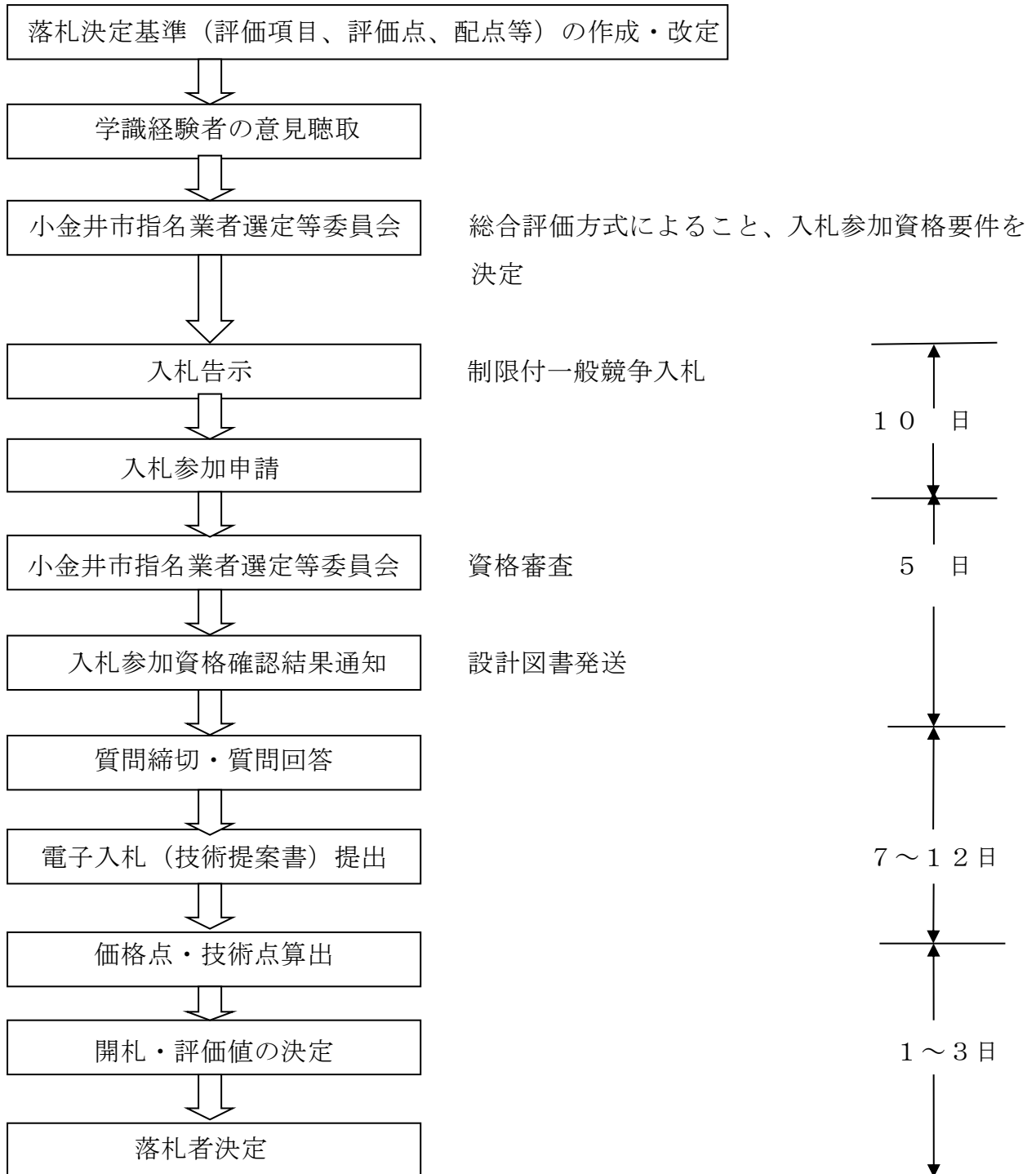
オ その他必要な事項

(3) 失格基準

この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず失格とする。

失格基準＝低入札価格調査基準額－予定価格×0.05

5 入札・契約手続の流れ



※上記日数には、土日祝日は含まない。 ※2(6)アの意見聴取が必要とされた場合は、評価値の決定後に意見聴取を行う。 ※所要日数は特別簡易型の目安であり、特別簡易型以外の評価の所要日数はこの限りではない。

6 その他

(1) 申請内容の不正行為等

虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効とする。

(2) 情報公開

落札者を決定した場合は、契約後速やかに次の事項を公表する。

ア 落札者名

イ 入札者の入札価格

ウ 入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評定）

小金井市総合評価方式 評価配点表及び提出資料

分類	評価視点	評価項目	評価基準	評価配点	評価点	提出資料	
企業の技術力	工事成績評定点平均(新工事成績評定点)	過去5年度以内(※)の同種工事成績評定点平均(新工事成績評定点 2件平均)	80点以上	8	8	小金井市発行の2件の工事成績評定通知書の写し(※1件のみの場合は1件の写し)	
			75点以上80点未満		6		
			70点以上75点未満		4		
			65点以上70点未満		2		
			65未満又は実績なし		0		
企業の施工実績	過去5年度以内(※)の同種官公庁発注工事施工実績(CORINS登録工事)	同種かつ同規模以上の工事の元請としての施工実績	4	4	(1) 工事実績調書(市様式) (2) CORINS登録内容確認書(竣工時)(2,500万円未満工事についてはCORINS登録時カルテ等)		
		同種工事の元請としての施工実績		2			
		上記実績なし		0			
官公庁からの優良業者表彰実績	官公庁からの過去5年間の同種工事の表彰実績	あり なし	2	2 0	実績を証明できる書類写し		
品質管理	ISO9001の認証取得の有無	あり なし	1	1 0	取得を証明する書類の写し又は経営事項審査の写し		
配置予定技術者の施工経験等	過去5年度以内(※)の同種官公庁発注工事施工経験(CORINS登録工事)	主任(監理)技術者として施工した同種かつ同規模以上の工事の元請としての施工経験	4	4	(1) 工事実績調書(市様式) (2) CORINS登録内容確認書(竣工時)(2,500万円未満工事についてはCORINS登録時カルテと地方公共団体等が発行した工事検査証等地方公共団体等が発行した工事検査証等で配置予定技術者が確認できる書類写し)		
		主任(監理)技術者として施工した同種工事の元請としての施工経験		2			
		上記経験なし		0			
配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	同種工事の監理技術者になりうる1級国家資格(施工技士、施工管理技士、建築士)等	4	4	資格を証明する書類写し		
		同種工事の主任技術者になりうる2級国家資格(施工技士、施工管理技士、建築士)等		2			
		上記以外		0			
地域密着度	主たる営業所の所在地	市内に本店あり(告示日現在3年以上営業を継続している者)	3	3	証明する書類写し		
		市内に支店・営業所あり(告示日現在3年以上営業を継続している者)		1			
		市内に拠点なし		0			
企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定等による地域貢献の実績	過去5年度以内(※)の本 市との災害協定の実績 (組合等の構成員)	実績あり 実績なし	1 0	証明する書類写し	
		緊急工事等(単価契約)の契約実績	過去5年度以内(※)の本 市との契約実績	実績あり 実績なし	1 0	証明する書類写し	
		消防団活動による地域貢献実績	過去5年度以内(※)の消 防団員の有無	実績あり 実績なし	1 0	消防団員の採用を証明するもの	
		若年者の育成及び確保の状況	若年者(35歳未満)雇用 実績	該当あり 該当なし	1 0	該当を証明する書類の写し又は経営事項審査の写し	
		高齢者の雇用状況	高齢者(65歳以上)雇用 の有無(雇用期間1年以上 を対象)	あり なし	1 0	高齢者雇用を証明できる書類との照合	
		障がい者の雇用状況	障がい者雇用の有無(雇 用期間1年以上を対象)	あり なし	1 0	障害者雇用を証明できる書類との照合	
		男女共同参画の状況	育児・介護休暇制度、そ れに伴う短時間勤務制度 等の有無	あり なし	1 0	制度の有無を確認できる書類写し	
		労働環境の状況	建設業退職金共済制度 の加入又は退職金一時 金制度の導入の有無	あり なし	1 0	加入等を証明する書類の写し又は 経営事項審査の写し	
				法定外労働災害補償制 度加入の有無	あり なし	1 0	加入等を証明する書類の写し又は 経営事項審査の写し
				雇用保険、健康保険、厚 生年金保険のいずれか 一つ以上未加入	未加入 加入(または適用除外)	-1 0	加入等を証明する書類の写し又は 経営事項審査の写し
環境への配慮の状況	ISO14001の認証取得の有 無 エコアクション21の認証登 録の有無 エコステージ(ステージ2以 上)の認証取得の有無 KES・環境マネジメントシ ステム・スタンダード(ステップ2 以上)の認証取得の有無	あり なし	1 0	取得を証明する書類の写し			

(※)5年度以内とは、発注案件を告示する日の属する年度及び当該年度前5年度をいう。

企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点36点)	36
技術点(A) = 企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点36点)を20点に圧縮して評価 = 企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点) × 20 ÷ 36	20
価格点(B) = 100 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)	
総合評定[技術点(A)(圧縮後) + 価格点(B)]	

※ 評価は、提出された書類のみで行います。本市との契約実績等も、提出された書類以外では評価を行いませんので、技術評価資料は、
遺漏なきようご提出をお願いします。